

7. 確認済証や副本の受取について

- 確認済証は書面交付とし、副本（申請書・図面等）はPDFファイルにてシステムダウンロードによる受取となります。
- 確認済証の受取は原則、窓口による受取となります。郵送による受取を希望する方は返信用の信書便等を霧島市建築指導課まで送付していただければ、郵送での受取が可能です。ただし、郵送費用等は申請者の負担となります。なお、郵送会社への持ち込みは行いませんのでご注意下さい。

